

No.	質問	回答
1	対象製品はどのような機器ですか？	フロン類を使用した機器が対象になります。当社販売の該当機器は、別紙2を参照ください。
2	定期点検要、不要の分かれ目は？	全ての機器に対し簡易点検が必要です。圧縮機に用いられる電動機の定格が、7.5KW 以上は定期点検が必要になりますが、当社販売機器は全て簡易点検対象製品です。
3	簡易点検の内容は？	3ヶ月毎に、管理者が製品からの“異音”、“外観の異常”を目視確認します。工具を使つての安全カバー取り外しは危険ですので、可能な範囲で実施してください。
4	管理者が行うべきことは？	①機器の点検、②点検の記録、③記録簿の保存です。
5	記録簿の保存期間は？	該当機器の廃却までです。
6	点検記録簿の入手方法は？	弊社の例をお送りします、ご参照ください。 環境省、自治体、業界団体の HP も参考にできます
7	点検に資格は必要か？	製品の所有者が簡易点検を行う場合は必要ありません。
8	点検をしない場合、罰則はあるのか？	行政指導に従わず、点検義務を継続的に怠った場合、50 万円以下の罰金となります。
9	点検の報告義務はあるのか？	報告義務はありませんが、都道府県が管理者に点検簿を確認することがあります。
10	点検方法のアドバイスやトレーニングをしてもらえるか？	電話での問合せは無償ですが、現地トレーニングは有償となります。
11	保守契約に点検が含まれるか？	保守契約に含まれる定期点検に合わせて行う場合は、無償で対応します。それ以外は有償となります。
12	保証期間内は点検を代行できるのか？	基本的にお客様でお願いします。弊社に依頼される場合は有償で代行します。
13	点検は既設の機器も対象か？	法施行日(平成 27 年 4 月)より前に設置された機器も対象です。
14	使用していない機器の点検は必要か？	フロンが充填されている場合、3ヶ月毎の簡易点検が必要です。
15	使用開始前の在庫機も点検が必要か？	使用開始前の製品であれば点検は不要です。
16	フロンが漏れている場合の報告義務はあるのか？	漏れ量が合算で 1,000-CO2 トンを超える場合は報告義務がありますが、当社販売製品はフロンの充填量が少なく、報告義務はありません。
17	フロンが漏れている場合はどうするのか？	弊社コンタクトセンターに連絡ください。修繕を行います。電話番号は 03-3522-7070 です。
18	製品が譲渡または転売された場合、点検の起算日は？	点検記録簿が付いている場合は前回の点検実施日から。付いていない場合は、譲渡または転売された日を起算日としてください。
19	富士フイルムグローバルグラフィックスシステムズのホームページから情報入手できるか？	FFGS テクノサービスが運営のサポートタウンからできます。 https://www.ffgs-sup.jp/town/main.do?method=initialize 富士フイルムグローバルグラフィックスシステムズのホームページのリンクからもアクセスできます。
20	もっと詳しい情報はありますか？	環境省の HP に詳しい Q&A がありますので参照ください。 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/